



令和元年11月29日 資料No.1-2
総務常任委員会

令和元年11月22日

港区長 武井雅昭様

港区特別職報酬等審議会
会長 根岸清



区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料、期末手当並びに政務活動費の額について（答申）

平成30年5月30日付30港総総第428号により本審議会に対し諮問された、区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料、期末手当並びに政務活動費の額について、別紙のとおり審議結果を答申いたします。



港区特別職報酬等審議会 答申

令和元年（2019年）11月22日

1 はじめに

本審議会は、平成30年5月30日、港区特別職報酬等審議会条例第2条第3項の規定に基づき、港区長から、区長、副区長及び教育委員会教育長（以下「特別職」という。）の給料、旅費、通勤手当、期末手当及び退職手当の額並びに区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びに政務活動費の額の適否等について諮問を受けた。

今般、令和元年10月21日の特別区人事委員会勧告で、民間従業員との給与の較差に伴い、特別区職員の給料月額引下げ及び特別給（期末手当・勤勉手当）のうち勤勉手当の支給月数の引上げが示されたことを受け、本審議会では、諮問事項のうち、特に職責と実績を踏まえて検討すべき、特別職の給料及び区議会議員の議員報酬、特別職及び区議会議員の期末手当の額の適否等について審議し、答申をすることとした。

また、区民の関心の高い区議会議員の政務活動費の額の適否について審議し、答申をすることとした。

本審議会の各委員は、区民の代表としての自覚と責任のもと、現下の社会経済情勢を踏まえ、幅広い視野に立ち、公正かつ客観的な立場から、闊達な議論と慎重な審議を行った。

2 特別職の給料及び区議会議員の議員報酬、特別職及び区議会議員の期末手当の現状

(1) 特別職の給料及び区議会議員の議員報酬の現状

現在の特別職の給料及び区議会議員の議員報酬は、次のとおりとなっている。

ア 特別職の給料

区分	給料月額
区長	1,256,500円
副区長	1,010,800円
教育委員会教育長	938,600円

イ 区議会議員の議員報酬

区分	報酬月額
議長	907,600円
副議長	785,200円
委員長	653,800円
副委員長	626,700円
議員	614,700円

(2) 特別職及び区議会議員の期末手当の現状

特別職及び区議会議員の期末手当の支給月数は、3.85月であり、各月の内訳は次のとおりとなっている。

支給月	6月	12月	3月	合計
支給月数	1.75月	1.85月	0.25月	3.85月

3 給料及び報酬等を取り巻く諸状況

(1) 社会経済動向について

「我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続き、企業収益が高水準を保つ中で、個人消費や設備投資が増加傾向で推移しており、緩やかな回復が続いているが、中国経済の減速や世界的な情報関連財需要の一服等の影響を受け、2018年後半以降、輸出や生産の一部に弱さがみられている。特に、海外出荷比率の高い生産用機械や電子部品デバイスでは、生産の減少や投資の一部先送りもみられており、今後の海外経済の動向の影響に注意が必要である。

他方で、内需については引き続き増加傾向が維持されている。人手不足による企業の採用意欲の高さを背景に雇用者数が増加し、賃上げも昨年並みの高い水準となる中で、国民全体の稼ぎである総雇用所得者も増加しており、こうした雇用・所得環境の改善を背景に消費は持ち直しが続いている。設備投資についても、製造業の一部に中国経済の減速の影響を受けて機械投資を先送りする動きがみられるものの、企業の設備投資計画は堅調であり、Society 5.0に向けた新技術への対応や、省力化のための投資、都心再開など建設需要の底堅さ等に支えられ、緩やかな増加基調は維持されている。こうしたことを踏まえると、輸出や生産の一部に弱さはみられているものの、雇用・所得環境の改善や高い水準の企業収益などファンダメンタルズに支えられて内需の増加傾向は保たれている。」(内閣府「令和元年度年次経済財政報告」(令和元年7月))

「景気は、輸出を中心に弱さが長引いているものの、緩やかに回復している。先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題を巡る緊張、中国経済の先行き、英国のEU離脱の行方等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要がある。また、令和元年台風第19号など相次ぐ自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」(内閣府「月例経済報告」(令和元年10月18日))

(2) 特別区人事委員会勧告について

令和元年10月の特別区人事委員会勧告の主な内容と職員の給与改定の状況

特別区人事委員会勧告の内容は、「公民比較の結果を踏まえ、職員の給与が民間従業員の給与を上回っていた較差2,235円(0.58%)を解消するため、月例給を引き下げることとし、実施時期は遡及することなく、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施することが適当である。また、特別給(期末手当・勤勉手当)については、民間の特別給の支給割合を考慮し、年間の支給月数を0.15月(勤勉手当)引き上げ、4.65月とする。」ものであった。

区は、この勧告を踏まえ、職員団体と交渉した結果、改定の実施時期については一部変更があったものの、給料表及び勤勉手当については勧告どおりの内容で職員の給与を改定する条例案を区議会に提出する準備を進めている。

(3) 港区の状況について

区の人口は、令和元年11月1日現在26万人を超え、前年と比較して約3千人増加している。全国的に人口が減少している中で、年少人口、生産年齢人口及び高齢人口のいずれの世代においても人口が増加している。

区の歳入の根幹を成す特別区税は、平成30年度決算において、特別区たばこ税が減少したものの、人口の増加や雇用・所得環境の改善などにより特別区民税が増加したことなどにより、前年度比16億円、2.1%増の784億円となっている。

財政の弾力性を示す総合的な指標である経常収支比率は、前年度比4.8ポイント増の72.3%となっているが適正水準にあり、また、財政力を判断する理論上の指標である財政力指数は1.27となっており、他団体と比較して高い財政力を維持している。

区政においては、地域の課題は地域で解決する、都心にふさわしい地域自治を実現するため、総合支所を中心とした区民本位の区政運営を進めており、区政を取り巻く社会情勢の変化に即応した「参画と協働」を一層推進させ、誰もが快適にいきいきと暮らすことができる地域共生社会の実現に向け取り組んでいる。

令和元年度は、「誰もが安全・安心に過ごせる快適でにぎわいあるまちを実現するための取組」、「全ての子どもたちを健やかに育むまちを実現するための取組」、「誰もが健康で心豊かにいきいきと暮らせるまちを実現するための取組」を予算の重点施策と位置付け、港区ならではの地域共生社会の実現に向け、「一人ひとりに向き合い、寄り添い、支え合う、安全で安心できる港区」を目指し、積極的に施策に取り組んでいる。

人口の増加に伴い、あらゆる分野での行政需要の増加が見込まれる中、国籍、性別や障害の有無などに関わらず等しく人権が尊重され、誰もが自分らしく暮らせる取組のほか、頻発する地震や水害への備え、児童虐待防止や認知症対策など、区民に最も身近な

区が、安全で安心できる社会を目指して全力で取り組むこととしている。

また、新教育センターの開設を契機に、教育に関する相談体制や不登校対策などの教育支援を強化するとともに、児童発達支援センターの開設や（仮称）港区子ども家庭総合支援センターの整備を進め、児童の成長や発達、子ども及び家庭に対する支援を更に充実していく必要がある。

さらに、東京 2020 大会期間中における区民生活や区の事務執行への影響に十分留意するとともに、区民と共に盛り上げ、区民一人ひとりの心に刻まれる大会となるよう効果的な取組を推進することが求められている。

（４）職責の重要性について

国においては、本年 10 月から消費税率を 10%に引上げ、その財源を活用して幼児教育・保育の無償化をはじめとした全世代型の社会保障の充実や財政再建など、持続的な経済成長の実現に向けた取組へ還元することとしている。また、来年度から第 2 期を迎える地方創生に関して「まち・ひと・しごと創生基本方針」を策定し、新たな視点として、誰もが活躍する地域社会の実現に向けた取組を推進することとしている。

東京都においては、来年に開催が迫った東京 2020 大会の成功に向けた取組を加速化するとともに、令和 2 年 4 月には受動喫煙防止条例が全面施行される。また、東京 2020 大会後の東京の目標となる具体的な姿を描くため、都の成長と成熟をテーマとした長期計画の策定に着手し、本年末に政策目標と具体的な政策を「戦略ビジョン」として示すこととしている。

区は、消費税率の引上げや東京 2020 大会など、区を取り巻く環境の変化による区民生活への影響や各施策に対する区民の声を的確に捉え、区民に最も身近な基礎自治体として、誰もが将来にわたり安全・安心に暮らし続けられるよう、将来課題を先取りした迅速かつ積極的・戦略的な政策の立案、実施を行う必要がある。

そのため、行政運営と執行機関の最高責任者としての区長をはじめとした特別職は、より一層高度な判断力、実行力が求められ、その役割と職責は極めて重要性を増している。

区議会議員については、本会議、委員会等議会活動を通して執行機関のチェック機能を果たすとともに、複雑、多岐にわたる区民要望への対応など、住民福祉の向上に向け担う役割と職責はますます重要なものとなっている。

4 昨年度の審議経過

平成 30 年 10 月 10 日の特別区人事委員会勧告では、民間従業員との給与の較差に伴い、特別区職員の給料月額引下げ（△9,671 円、△2.46%）及び特別給（期末手当・勤勉手

当)のうち勤勉手当の支給月数の引上げ(0.1月)が示された。

しかしながら、この給料月額引下げ勧告は平成30年4月に実施した行政系人事・給与制度の抜本的な改正の過渡期に生じた一過性の歪みが主な要因であること、国や多くの地方自治体において給与水準の引上げが見込まれる中で、有為な人材の確保がより厳しくなるおそれがあることなどから、特別区長会はこのような特別区を取り巻く状況、国や他の地方公共団体との均衡の観点から総合的に判断し、慎重に検討を重ね改定を実施しないこととした。

昨年度、本審議会では、この給与勧告の取扱いを受け、特別職の給料及び区議会議員の議員報酬、特別職及び区議会議員の期末手当の額の適否について、引き続き審議することとした。また、区民の関心の高い区議会議員の政務活動費の額の適否についても、更なる精査が必要であり、引き続き審議することとした。

5 結論

今回の結論を出すに当たり、本審議会では、人事院、東京都人事委員会及び特別区人事委員会勧告を参考としながら、これまでの一般職の給与改定と特別職給料・議員報酬等の改定の推移、他区の特別職給料・議員報酬等の支給状況、特別職及び区議会議員の職責の重要性などを踏まえ、慎重に審議を行った。

本年10月21日の特別区人事委員会勧告では、給料月額の公民比較方法を一部変更し、行政系人事・給与制度の改正による影響について一定程度配慮されたものとなったが、昨年に引き続き、給料月額は引下げとなっている。また、特別給については、国や東京都、近隣の政令市の公民比較の状況から、昨年特別区が実施しなかった引上げ分を含んだ引上げ勧告であると推察され、勧告どおりの改定が行われると、結果として、公民比較対象職員の平均年間給与は約2万2千円の増額となる。

本審議会では、特別職については、区民にとって満足度の高い区政運営がなされていること、給料月額が他区との比較において決して高くない状況であること、区の人口が増加し財政面が安定していること、今後、東京2020大会に向けて業務が増えることが想定されること等を鑑みると、心情的には給料等について勧告とは異なる独自の引上げを行ってもよいのではないかと、また、今期に限らず継続して議論を深めていってほしいとの意見もあった。

これらの審議を踏まえ、特別職の給料及び期末手当については、近年は一般職の改定に準じた改定を行っており、区民感情や職員の生活実態に配慮する観点、さらには客観性、合理性のある独自の引上げ幅の設定の難しさの観点から、特別区人事委員会勧告を準用すべきとの結論に至った。

また、区議会議員については、昨今の社会経済情勢の急速な変化に伴い、各種施策の調

査研究や複雑、多岐にわたる区民要望への対応など、議員活動の領域が多様化かつ複雑化してきており、豊かな経験と知識が求められている状況は理解しているところであるが、本審議会は、近年の区議会議員の議員報酬及び期末手当の改定においても、区民感情等に配慮し、公正かつ客観的な観点から特別職と同様の内容で改定を行ってきた経緯を踏まえ、特別職と同様の内容で改定することが妥当であると判断した。

(1) 特別職の給料及び期末手当について

給料月額については、0.58%引き下げ、千円未満を四捨五入して算定した。

期末手当については、年間支給月数を0.15月引き上げることとした。

ア 特別職の給料について

(ア) 改定額

特別職の給料を次のとおり引き下げる。

区分	改定後の給料月額	現行の給料月額	給料月額の引下げ額
区長	1,249,500円	1,256,500円	7,000円
副区長	1,004,800円	1,010,800円	6,000円
教育委員会教育長	933,600円	938,600円	5,000円

(イ) 実施時期

令和2年1月1日

イ 特別職の期末手当について

(ア) 改定額

期末手当を0.15月分引き上げる。

(イ) 実施時期

令和元年度の期末手当から適用する。

(2) 区議会議員の議員報酬及び期末手当について

区議会議員の議員報酬及び期末手当については、特別職と同様の措置を講じる。

ア 議員報酬について

(ア) 改定額

議員報酬を次のとおり引き下げる。

区分	改定後の報酬月額	現行の報酬月額	報酬月額の引下げ額
議長	902,600円	907,600円	5,000円
副議長	780,200円	785,200円	5,000円
委員長	649,800円	653,800円	4,000円
副委員長	622,700円	626,700円	4,000円
議員	610,700円	614,700円	4,000円

(イ) 実施時期

令和2年1月1日

イ 期末手当について

(ア) 改定額

期末手当を0.15月分引き上げる。

(イ) 実施時期

令和元年度の期末手当から適用する。

(3) 区議会議員の政務活動費について

政務活動費は、区議会議員が調査研究、その他の活動を行うために必要な経費の一部として、一人、月額15万円が会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対して交付されている。

港区では、地方自治法改正に基づく平成13年度の制度化（当時の名称は政務調査費）以降、現在に至るまで15万円のまま変更されていない。一方、消費税率は、平成13年当時の5%から本年10月には10%まで引き上げられている。

本審議会では、区議会議員の職責の重要性が今後より一層高まっていく中で、議員活動の充実を図るために、少なくとも消費税率引上げ分の増額を検討すべきではないかという意見があった。一方で、ソーシャルメディア等ICTの活用による広報費の効果的・効率的な執行については、工夫の余地があるのではないかとの意見もあった。

港区議会では、政務活動費について調査検討するため、第三者機関として、平成28年4月に港区議会政務活動費審査会を設置し、政務活動費の使途や適正な執行について継続して取り組むとともに、政務活動費の使途基準を明確にするため申し合わせ事項を定めるなど、使途の透明性の確保に向けた取組を進めている。

そのような状況を鑑みて、政務活動費の額については、現状のまま据え置くことが妥当であるとの総意に達した。

今後、政務活動費について、より一層の透明性の確保に努めるとともに、使途の検証について継続して取り組まれることを期待する。

港区特別職報酬等審議会委員名簿

会 長 根 岸 清 一

会長職務代理 野 尻 三 重 子

委 員 加 生 武 秀

委 員 木 村 暖 子

委 員 郡 司 知 志

委 員 齊 藤 俊 一

委 員 坂 口 緑

委 員 阪 本 拓 也

委 員 當 銀 信 代

委 員 堀 信 子